

西宮市農業振興計画

(西宮市都市農業振興基本計画)

平成 31 年（2019 年）3 月

西宮市

はじめに



本市は、南に大阪湾、北に六甲山、東に武庫川、西に夙川が流れ春は桜、秋に紅葉と豊かな自然を有しています。また、南北に長い本市の農業は、地域によって生産される作物が異なり、高収益を実現する販売農家から自給的農家まで様々な農業の形態があります。

近年では、地産地消の意識の高まりから、大阪、神戸といった大規模消費地に向けた農産物の生産、販売に加え、直売所などの市内農産物を購入できる場所が増えており、西宮市という都市の中で、市民の皆様と農家の皆様の交流が見られるようになりました。

なお、市街化区域内農地の約64%を占める生産緑地の多くが平成34年(2022年)に指定期限の30年を迎える買取りの申出により一時期に多くの農地が宅地化される懸念があります。都市の農地は、食糧生産だけでなく、防災、水源かん養など様々な重要な役割を担っており、保全・活用策を検討していく必要があります。

このような農業の現状のなか、平成27年4月に都市の農地を「あるべきもの」とする都市農業振興基本法が制定され、その基本理念を踏まえた次期西宮市農業振興計画を策定することといたしました。上位計画である第5次西宮市総合計画と連携を取りながら西宮市の農業振興を進めていきたいと考えております。今後とも皆様のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、アンケート、パブリックコメント等を通じてご意見をいただきました多くの市民の皆様、農家の皆様に心より感謝申し上げますとともに、本計画がこれから西宮市の農業の進むべき方向を照らす発展の礎となりますことを祈念いたします。

西宮市長 石井 登志郎

目次

| | |
|-----------------------------------|-------|
| 1 計画策定の背景 | P. 1 |
| 2 計画の位置づけ | P. 1 |
| 3 計画の期間 | P. 1 |
| 4 農業を取り巻く環境の変化 | |
| (1) 都市農業振興基本法の制定 | P. 2 |
| (2) 生産緑地制度の改正 | P. 2 |
| (3) 農地の都市緑地としての位置づけ | P. 2 |
| 5－1 西宮市の農業の概要 | P. 3 |
| 5－2 農家アンケートから見る西宮市の農業 | |
| (1) 農業従事者の人数と年齢 | P. 4 |
| (2) 後継者 | P. 5 |
| (3) 農産物販売 | P. 6 |
| (4) 栽培作物 | P. 7 |
| (5) 今後の農業経営 | P. 7 |
| 5－3 市民アンケートから見る西宮市の農業に対する市民の認識と考え | |
| (1) 西宮市内の農業生産の認識と存続 | P. 8 |
| (2) 西宮産農産物の購入 | P. 9 |
| (3) 食品認証制度の認識と購買 | P. 12 |
| (4) 市民と農業の関わり | P. 13 |
| 6 西宮市の農業の現状と課題 | |
| (1) 地域 | P. 15 |
| (2) 農地の保全 | P. 16 |

| | |
|---------------------------|-------|
| (3) 担い手 | P. 17 |
| (4) 市民との共生 | P. 17 |
| (5) 鳥獣被害 | P. 18 |
| (6) 地産地消 | P. 18 |
| (7) 西宮産農産物の魅力づくりと発信 | P. 19 |
| (8) 市民の農業体験 | P. 20 |
| 7 計画により目指す姿 | P. 23 |
| 8 計画推進のための3つの方向性 | P. 23 |
| 9 3つの方向性に基づく施策 | |
| I. 産業としての持続的な都市農業の推進 | |
| (1) 担い手の確保 | P. 24 |
| (2) 収益性の高い農業の推進 | P. 25 |
| (3) 農業環境の整備と農地保全 | P. 25 |
| (4) 地産地消、農家の顔が見える販売の推進 | P. 26 |
| II. 多様な営農と農地の活用 | |
| (5) 多面的機能の発揮 | P. 27 |
| III. 市民と農家の交流 | |
| (6) 食育、広報、農業体験を通じた農業理解の醸成 | P. 28 |
| 10 施策体系 | P. 30 |
| 11 計画推進のために | P. 31 |
| 巻末資料 | P. 34 |

1 計画策定の背景

西宮市農業振興計画は、これまで昭和55年、平成6年と平成18年に策定され、その時代に応じた西宮市の農業振興の基本的方向を示してきました。現行の農業振興計画策定から10年以上が経過するなかで、「農林水産省農林水産統計・兵庫県農林水産統計年報」によると、西宮市の農家数は、平成17年は456戸、平成22年は423戸、平成27年は359戸と年々減少しています。また、経営耕地面積は、平成17年は15,919a、平成22年は15,521a、平成27年は13,241aと直近5年での減少が著しく、今後も減少傾向は続くと考えられます。また、西宮市農業委員会による平成29年度の農地の利用状況調査結果によると、北部地区における遊休農地が増加しています。

農家の高齢化及び担い手不足による深刻な農業における人材不足については、親元就農の推進だけでなく、新規参入者の推進が必要です。今の若者が、農業を職業選択の1つとして検討できるような環境を作っていくことが望まれています。

平成27年に都市農業振興基本法が制定され、平成29年の生産緑地法の改正等により都市の農地のあり方、今後の生産緑地制度について、国・県で方針が示されました。西宮市においても方針を踏まえた適切な支援を行い、持続可能な農業の推進を行っていく必要があります。今日の農業の行く末を左右する農業諸制度の改正のなか、西宮市において、これから10年の農業政策の方向性を示し、農業の明るい未来を農家、市民、農業関係機関、大学、行政などが手を取り、次の世代に受け継いでいかなければなりません。

2 計画の位置づけ

本計画は、第5次西宮市総合計画の部門別計画に位置づけられるとともに、都市農業振興基本法の地方計画に位置づけられるものです。

なお、本計画において都市農業とは、同法第2条による市街地及びその周辺の地域において行われる農業をいいます。

3 計画の期間

本計画は、平成31年度(2019年度)から平成40年度(2028年度)までを計画期間とします。また、今後の農業を取り巻く環境の変化を注視し、適宜見直しを行います。

4 農業を取り巻く環境の変化

（1）都市農業振興基本法の制定

都市農業振興基本法は、都市農地をこれまでの「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」と捉え、必要な施策の方向性を示しています。今後、農産物供給機能の向上、防災機能の発揮等のための施策など基本的施策の具体的な検討が進み、これらを通じて都市農業が安定的に継続できる環境整備等が進められます。また、地方自治体には地方計画の策定が求められています。

（2）生産緑地制度の改正

生産緑地法の改正により、生産緑地内での直売所、農家レストランの設置が可能となり、また、条例を制定することで、指定面積要件の下限面積を 500 m²以上から 300 m²以上に緩和することが可能となりました。また、都市農地の貸借の円滑化に関する法律の制定及び税制改正により、生産緑地を貸借した場合でも相続税等の納税猶予を受けることが可能となりました。これらの制度改正によって生産緑地の活用が拡大し、生産緑地の更なる保全につながることが期待されます。

（3）農地の都市緑地としての位置づけ

都市農業振興基本法における都市農地の位置づけを受け、都市緑地法の改正により、農地が「緑地」と明確に位置づけられました。

農地は、食糧生産だけではなく防災空間、水源かん養¹、ヒートアイランド現象などの都市気象の緩和、都市景観の形成や住民の交流・レクリエーション・学習の場であるとともに、多種の生きものが生息し、生物多様性の観点からも重要な役割を担っています。このため、農地を都市部に欠かせない緑化空間として保全し、多面的機能を維持する必要があります。

¹ 水田に貯えられた水は、徐々に浸透して地下水となるほか、直接河川を流れるよりも長い時間かけて下流の河川に戻され、川の流れの安定に役立つなど、地下水を豊かにする機能や川の流れを安定させる機能のことです。

5－1 西宮市の農業の概要

市内の農業は、農地の約70%が市街化区域内にある典型的な都市農業であり、北部地域では、水稻(米)を中心にダイコンやハクサイなどの重量野菜の栽培が行われ、南部地域では、水稻(米)のほか、大阪、神戸といった大規模消費地に近い地の利を生かした葉物野菜の栽培が年間を通じて行われています。



5-2 農家アンケートから見る西宮市の農業

(1) 農業従事者の人数と年齢

1人で農業を営む割合が年々増加しており、中心となって農業を営む人の78.7%が60歳を超えています。一方で若手と呼ばれる49歳以下は8.0%です。

図1 農業従事者数

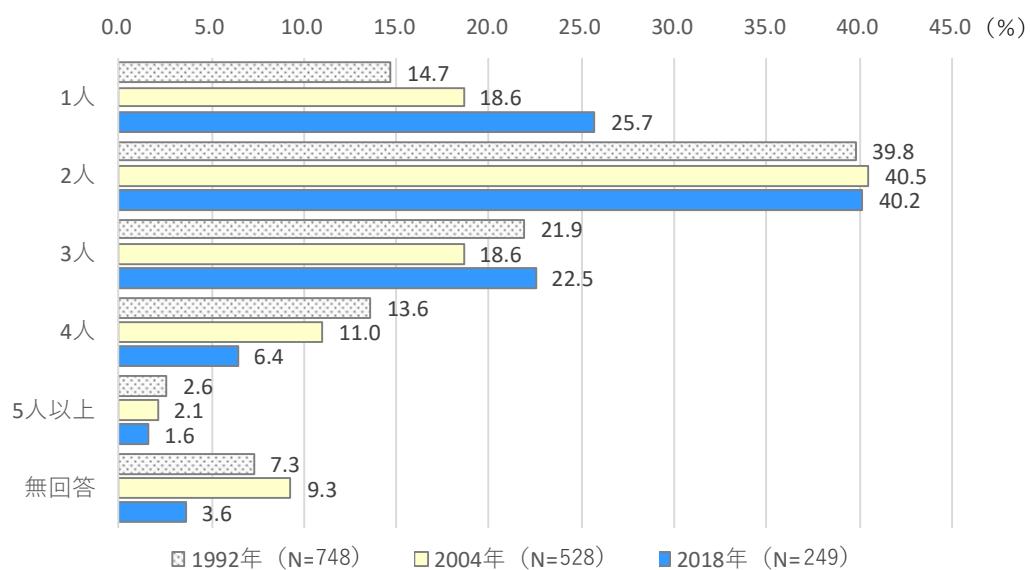
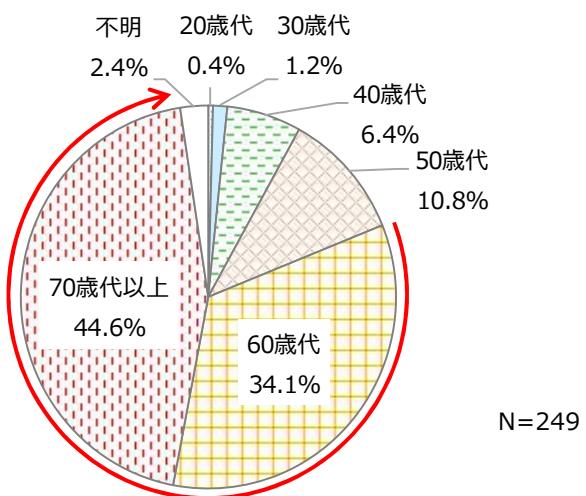


図2 農業従事者年齢



(2) 後継者

後継者については前回に比べ「いる」との回答が増えているものの「いない」、「今のところわからない」といった回答が半数以上を占めています。また、生産緑地で営農する上での一番の問題も後継者がいない、労働力不足といった声があります。これは、宅地化農地（生産緑地以外の市街化区域内農地）でも同様です。

図3 後継者の有無

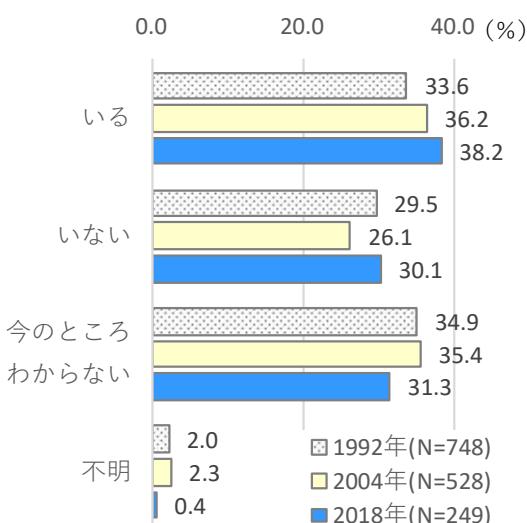
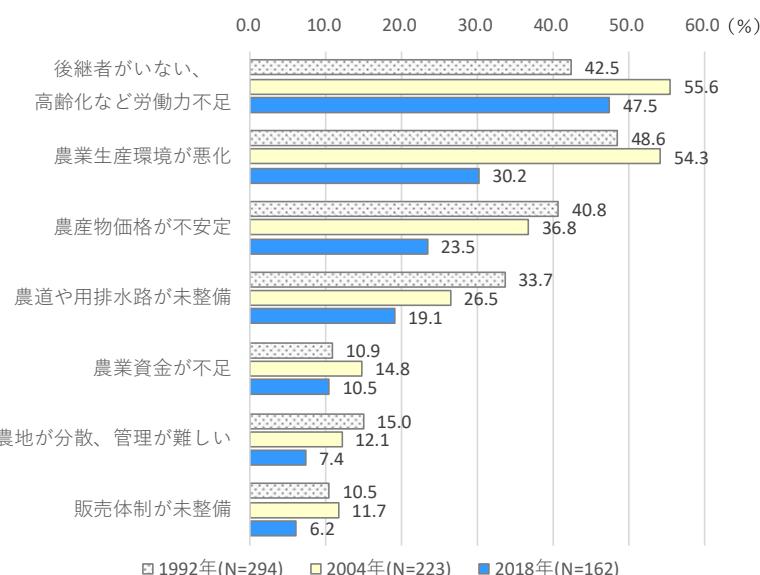


図4 生産緑地で農業を続けて行く上での問題点（複数回答）



(3) 農產物販賣

西宮市では農産物の年間販売額が「200万円未満」である割合は83.6%、そのうち「販売なし」は38.6%を占め、小規模・自給的農家が多いことがわかります。

また、地区別に見ると、塩瀬、山口と<北部地区>で販売していない農家が多く一方、<瓦木地区>では「700万円以上」の割合が16.2%と、他の地区に比べ突出して高いことがわかります。

図 5 年間販売額

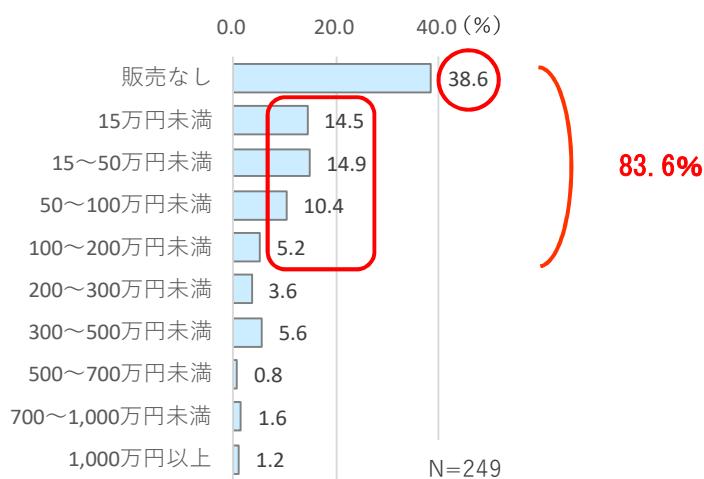


表 1 地区別年間販売額

| | | | | | | | | | | | | |
|---------------|------|--------|-----------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------|-----------|-----|-------|
| 上段：件数 下段：% | 販売なし | 15万円未満 | 15～50万円未満 | 50～100万円未満 | 100～200万円未満 | 200～300万円未満 | 300～500万円未満 | 500～700万円未満 | 700～1,000万円未満 | 1,000万円以上 | 不明 | 合計 |
| 本庁 | 19 | 11 | 8 | 1 | 4 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 | 49 |
| | 38.8 | 22.4 | 16.3 | 2.0 | 8.2 | 4.1 | 2.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 6.1 | 100.0 |
| 甲東 | 19 | 5 | 8 | 6 | 3 | 4 | 7 | 1 | 0 | 0 | 4 | 57 |
| | 33.3 | 8.8 | 14.0 | 10.5 | 5.3 | 7.0 | 12.3 | 1.8 | 0.0 | 0.0 | 7.0 | 100.0 |
| 瓦木 | 3 | 3 | 5 | 4 | 4 | 3 | 3 | 1 | 3 | 2 | 0 | 31 |
| | 9.7 | 9.7 | 16.1 | 12.9 | 12.9 | 9.7 | 9.7 | 3.2 | 9.7 | 6.5 | 0.0 | 100.0 |
| 塩瀬 | 20 | 5 | 2 | 3 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 32 |
| | 62.5 | 15.6 | 6.3 | 9.4 | 0.0 | 0.0 | 6.3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 100.0 |
| 山口 | 35 | 12 | 14 | 12 | 2 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 2 | 80 |
| | 43.8 | 15.0 | 17.5 | 15.0 | 2.5 | 0.0 | 1.3 | 0.0 | 1.3 | 1.3 | 2.5 | 100.0 |
| 全体 | 96 | 36 | 37 | 26 | 13 | 9 | 14 | 2 | 4 | 3 | 9 | 249 |
| | 38.6 | 14.5 | 14.9 | 10.4 | 5.2 | 3.6 | 5.6 | 0.8 | 1.6 | 1.2 | 3.6 | 100.0 |

(4) 栽培作物

地区別に栽培作物を見ると瓦木地区は他の地区に比べ「露地野菜」の割合が高く、90.3%となっており、「水稻」の割合が低く29.0%となっています。山口地区は他の地区と異なり「水稻」が「露地野菜」よりも多く「水稻」82.5%、「露地野菜」67.5%となっています。本庁地区と塩瀬地区は、「果樹」の割合がやや高くそれぞれ24.5%、34.4%となっています。

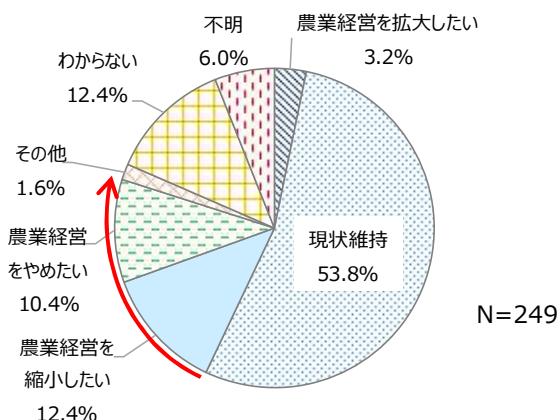
表2 地区別栽培作物

| 上段：件数 下段：% | 水稻 | 露地野菜 | 施設野菜 | 果樹 | 花卉 | その他 | 不明 | 合計 |
|---------------|------|------|------|------|-----|-----|-----|-------|
| 本庁 | 21 | 36 | 5 | 12 | 4 | 0 | 2 | 49 |
| | 42.9 | 73.5 | 10.2 | 24.5 | 8.2 | 0.0 | 4.1 | 100.0 |
| 甲東 | 27 | 44 | 3 | 10 | 1 | 3 | 4 | 57 |
| | 47.4 | 77.2 | 5.3 | 17.5 | 1.8 | 5.3 | 7.0 | 100.0 |
| 瓦木 | 9 | 28 | 3 | 3 | 1 | 0 | 1 | 31 |
| | 29.0 | 90.3 | 9.7 | 9.7 | 3.2 | 0.0 | 3.2 | 100.0 |
| 塩瀬 | 21 | 26 | 1 | 11 | 0 | 1 | 2 | 32 |
| | 65.6 | 81.3 | 3.1 | 34.4 | 0.0 | 3.1 | 6.3 | 100.0 |
| 山口 | 66 | 54 | 9 | 10 | 3 | 2 | 2 | 80 |
| | 82.5 | 67.5 | 11.3 | 12.5 | 3.8 | 2.5 | 2.5 | 100.0 |
| 全体 | 144 | 188 | 21 | 46 | 9 | 6 | 11 | 249 |
| | 57.8 | 75.5 | 8.4 | 18.5 | 3.6 | 2.4 | 4.4 | 100.0 |

(5) 今後の農業経営

今後の農業経営の意向については、「現状維持」が53.8%と最も多く、半数を占めており、次いで「農業経営を縮小したい」「わからない」12.4%、「農業経営をやめたい」10.4%の順で多くなっています。

図6 今後の農業経営の意向について



5-3 市民アンケートから見る西宮市の農業に対する市民の認識と考え

(1) 西宮市内の農業生産の認識と存続

市内での農業を望む声は86.1%と大半を占め、市民が都市の中の農地を残したいという思いが読み取れます。市内で農業生産を希望する理由としては「生活の基本である食べ物を市内で生産して欲しいから」「都市の中に緑の空間があることが大切だから」が高い割合となっています。また、「四季を感じることができる」「温暖化防止」といった自然・環境に関する声や、「空がきれいに見えるから」といった景観に関する声、「昔からの伝統野菜を生産しつづけてほしい」といった伝統継承を望む声があります。一方で、市内の農業の認知度は年々減少しています。

図7 西宮市での農業生産実施に対する考え方

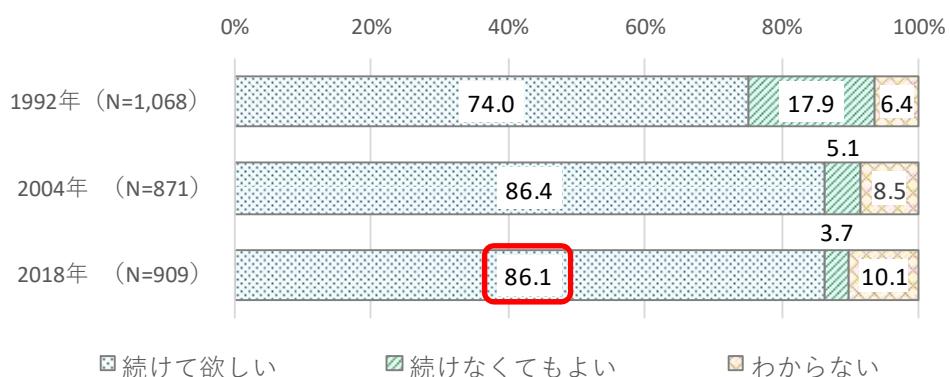


図8 市内で農業生産を希望する理由（複数回答）

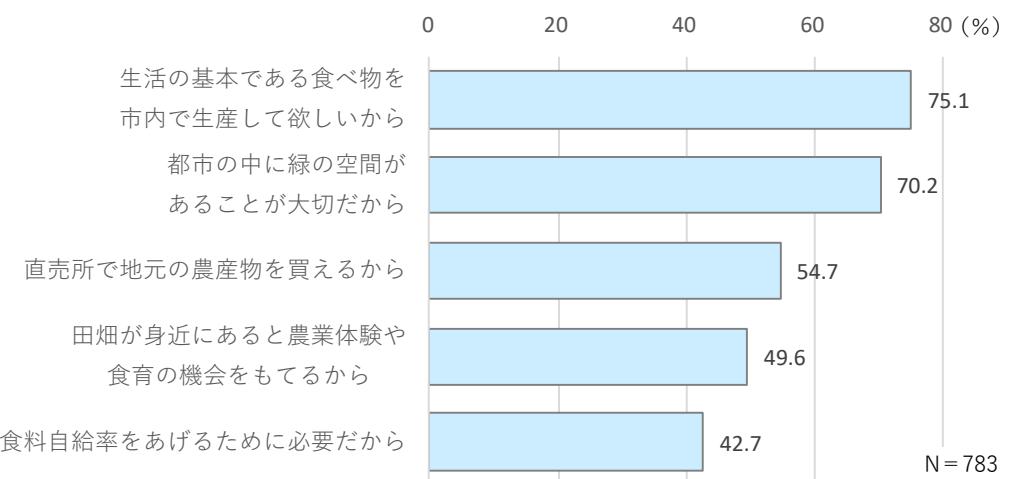
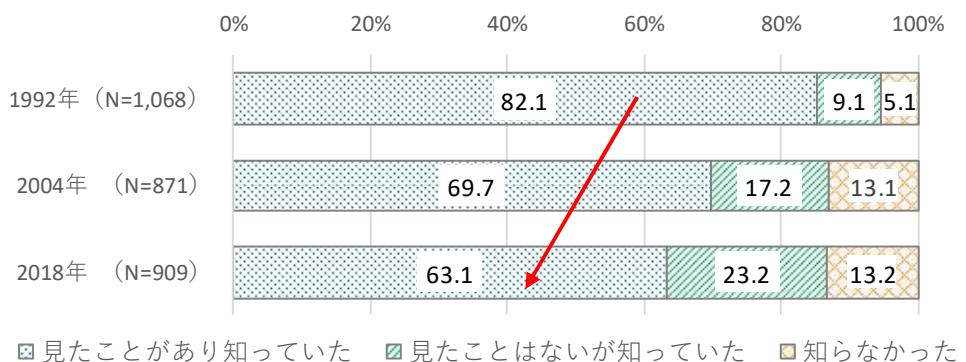


図9 西宮市内で農業生産が行われていることに対する認知度

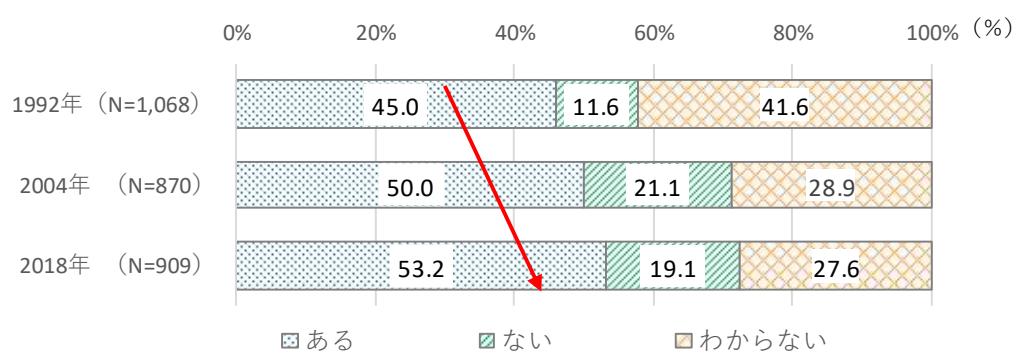


(2) 西宮産農産物の購入

① 購入の有無と理由

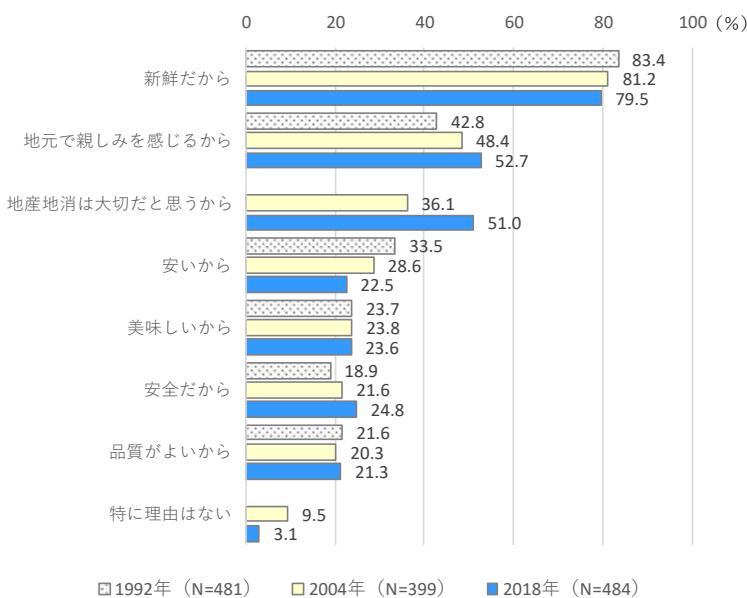
西宮産農産物の購入について、「ある」と回答した方が年々増加しているのは直売所、インショップ²等が増加したためと考えられます。また、購入した理由は「新鮮だから」「地元で親しみを感じるから」「地産地消は大切だと思うから」が高い割合となっています。地域住民の地元への思いと地産地消への意識の高さが伺えます。

図10 西宮産農産物の購入



² ショップ・イン・ショップ (Shop-in-Shop) の略称であり、スーパーや百貨店などの中に設置された農産物の直売所のことです。

図 11 西宮産農産物を購入した理由（複数回答）



② 購入したことがある農産物と購入頻度

西宮産農産物の特色である葉物野菜に加え、トマト、きゅうりといった回答も多く見受けられました。また、購入頻度は、月に数回程度と決して多くありません。

図 12 購入したことがある農産物（複数回答）

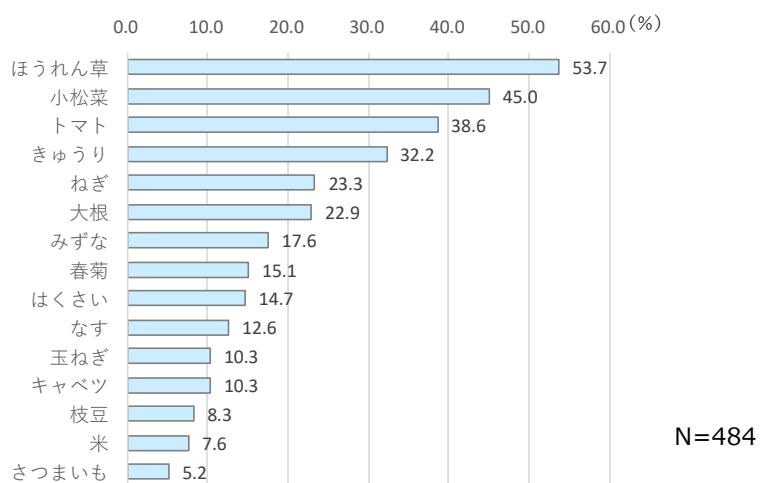
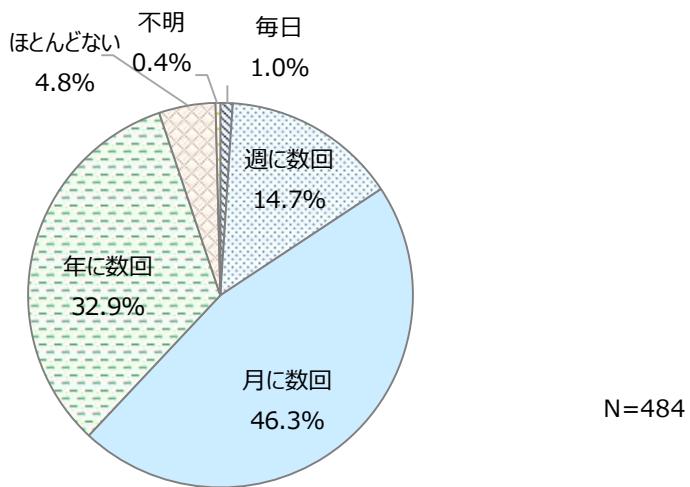


図 13 農産物と購入頻度



③ 西宮産農産物を未購入の理由と購入の希望について

「西宮産農作物販売店舗を知らない」が71.3%で最も多く、次いで、「いつも行く店舗では販売していない」50.6%が多くなっています。また、過去の調査結果と比較すると、「西宮産農作物販売店舗を知らない」「いつも行く店舗では販売していない」などいずれも前回調査より割合が減少しています。また、身近で購入できるようになった場合、「ぜひ購入したい」「どちらかといえれば購入したい」を合わせると85.0%になります。

図 14 西宮産農産物を購入したことがない理由（複数回答）

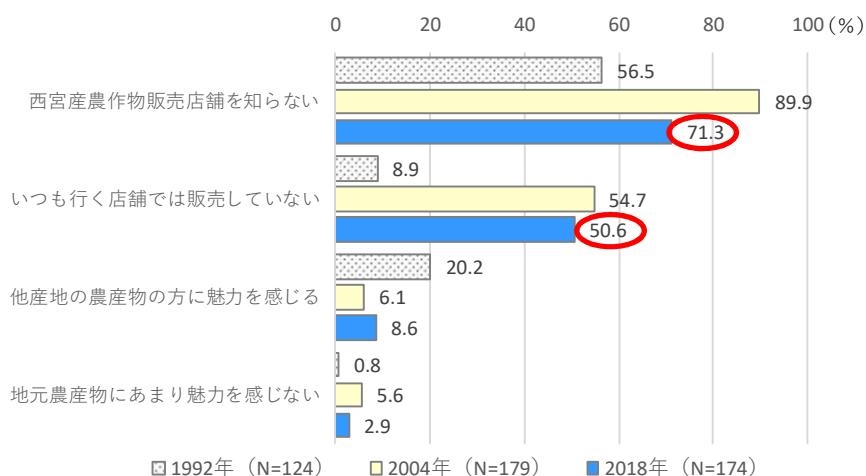
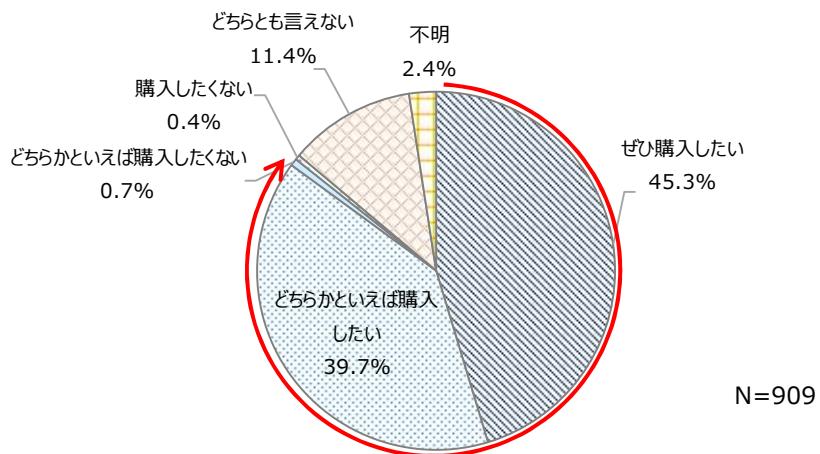


図 15 西宮産農産物が身近なところで販売されるようになった場合の購入意向



(3) 食品認証制度の認識と購買

ひょうご食品認証制度（兵庫県認証食品）の「ひょうご推奨ブランド」「ひょうご安心ブランド」について、86.1%の市民は知らず、安心・安全な農産物の購入希望はあるものの、実際の購入には結びついていない現状があります。

図 16 兵庫県認証食品が一定の基準を満たした農産物であることを知っていますか

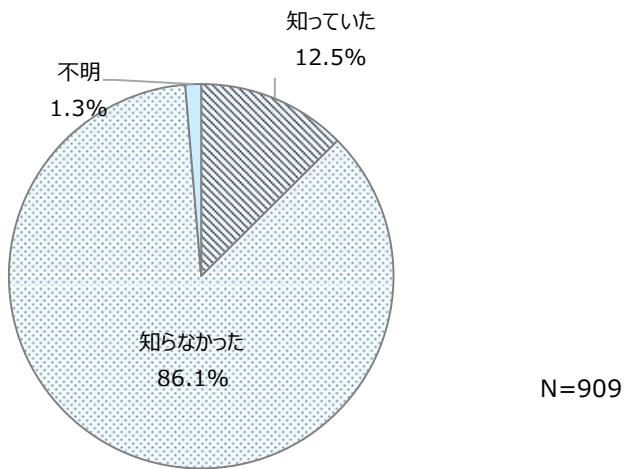
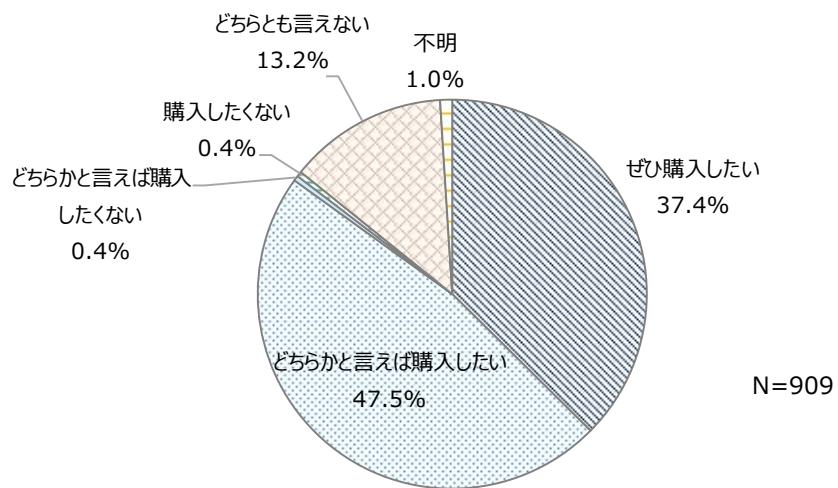


図 17 兵庫県認証食品を購入したいですか



(4) 市民と農業の関わり

西宮市内の農業、農家に望むこととして、安心・安全や地産地消に関する意見のほかに、「農産物の収穫体験のできる場を提供して欲しい」といった意見が多く、普段自然に接することの少ない市民が農業に触れる機会を望んでいることがわかります。また、今後を担う子どもに農業体験をさせてあげたいといった声が多くあるほか、草刈りなど農作業の手伝いをできるといった声もあります。

図 18 農業従事者に対して協力できること（複数回答）

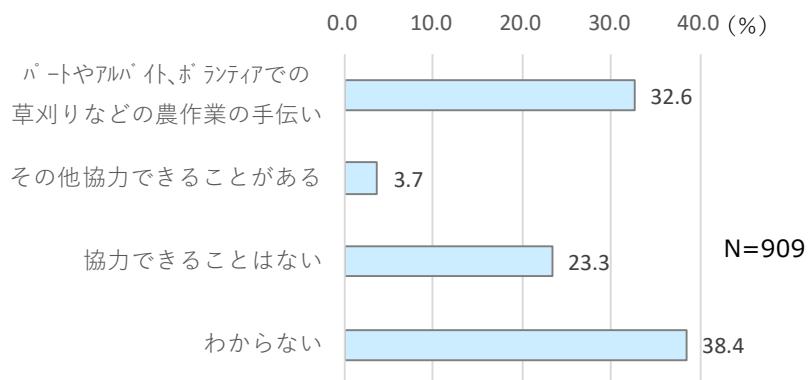
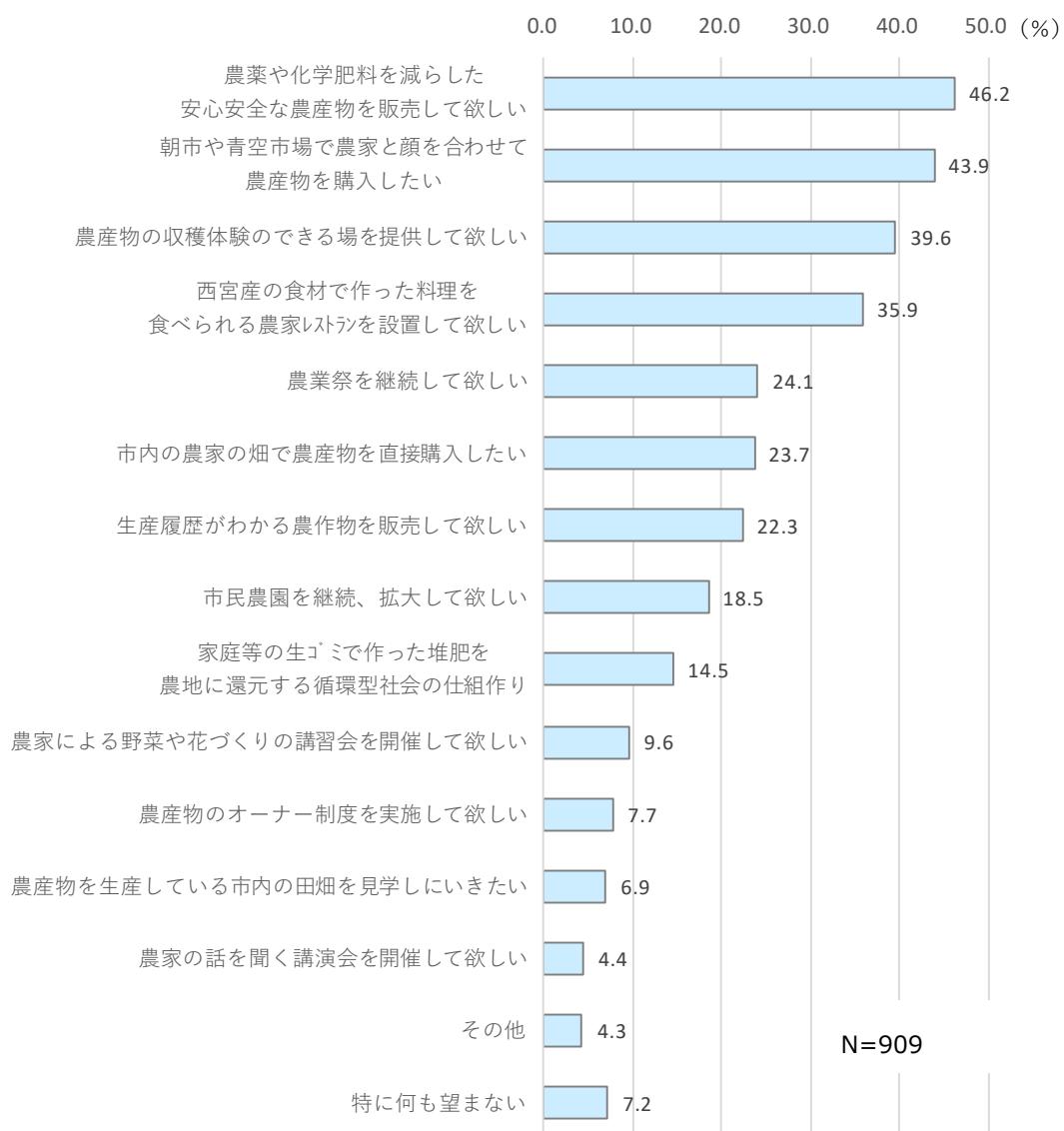


図19 西宮市内の農業、農家に望むこと（複数回答）



6 西宮市の農業の現状と課題

(1) 地域

① 市街化調整区域

西宮市の市街化調整区域は、「農業振興地域の整備に関する法律」に定められた農用地区域に含まれません。国の農業振興のための支援は以前より農用地区域を対象に拡充されてきたことから、市街化調整区域の圃場の整備に伴う農家負担が大きいのが現状です。

② 北部地域

北部においては、農家の多くが自家消費型農家で第2種兼業農家です。農業機械を所有していない農家が多いため、水稻作付を行う水稻オペレーターへの委託希望が増えています。しかし、区画整理されていない圃場が多く、昨今、大型化する機械で対応できず、主な農家である水稻農家の減少が懸念されます。



船坂（写真提供：西宮流）

③ 南部地域

都市近郊の立地を生かした葉物野菜を中心に高収益型農業が行われています。近年の地産地消の意識の高まりから、直売所や西宮産農産物を扱うインショップが増え、また、市民も市内で生産された新鮮で安心な農産物を買いたいという要望が増えています。しかし、販路の拡大とともに、流通に係る農家の人的負担及び財政負担が増えています。



荒木町（写真提供：西宮流）

(2) 農地の保全

① 生産緑地

市内の農地の約44%を占める生産緑地の約85%が、平成34年(2022年)に指定後30年を経過し、所有者の意思で買取り申出を行うことができるようになります。都市農地は、様々な役割を担っていることから、市民の快適な生活に欠かせない緑化空間として保全する必要があります。そのため、都市農業振興基本法の主旨を踏まえ、都市農業の持つ多面的な機能を生かした施策展開が必要であり、都市農地の適切な保全、活用を推進し、都市農業を安定的に継続できる環境を整える必要があります。また、農地の保全を目的に平成30年7月には条例を制定し生産緑地の指定面積要件を500m²以上から300m²以上に引き下げています。

＜市内農地のうち、生産緑地が占める割合とその推移＞

| | 市内農地面積 (ha) | 生産緑地面積 (ha) | 市内農地に占める 割合 (%) |
|-----------------|----------------|----------------|--------------------|
| 平成 25 年 1 月 1 日 | 179.2 | 75.5 | 42.1 |
| 平成 26 年 1 月 1 日 | 177.5 | 76.0 | 42.8 |
| 平成 27 年 1 月 1 日 | 174.2 | 75.7 | 43.5 |
| 平成 28 年 1 月 1 日 | 172.2 | 74.7 | 43.4 |
| 平成 29 年 1 月 1 日 | 170.7 | 74.4 | 43.6 |
| 平成 30 年 1 月 1 日 | 168.5 | 73.8 | 43.8 |

注：都市計画決定（変更）時の面積

② 遊休農地

担い手の高齢化や後継者不足により、遊休農地が見られるようになっているため、持続的な営農環境の確保を図る必要があります。

＜利用状況調査結果（農作物の栽培が行われていないことを確認した農地）＞

| | 面積(m ²) |
|----------|---------------------|
| 平成 28 年度 | 62,396 |
| 平成 29 年度 | 73,869 |

(3) 担い手

全国的な傾向と同じく、西宮市においても農家の79.2%が60歳以上と高齢化が進んでいます。親元での新規就農は一定数あるものの、それ以外の新規就農者がいないのが現状です。後継者についても、農家の30.1%が「いない」、31.3%が「わからない」と回答しています。このように、農業の担い手不足が著しいなか年間の農産物販売金額が1,000万円を超える営農意欲の高い農家も存在します。

そういった農家がモデル農家となり、西宮市の農業生産を牽引していくことが必要です。また、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者が市内にまだ1人もいないため、今後、制度の周知に加え、認定要件の緩和やメリットの付加を目的とした市独自の認定農業者制度の検討も必要です。

＜農家数の推移＞

| | 農家数（戸） | 販売農家※数（戸） | 販売農家※数（人） |
|-------|--------|-----------|-----------|
| 平成17年 | 456 | 222 | 971 |
| 平成22年 | 423 | 203 | 852 |
| 平成27年 | 359 | 172 | 655 |

資料：農林水産省農林水産統計・兵庫県農林水産統計年報

※ 経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家

(4) 市民との共生

本市、特に南部地域では、農地と住宅が近接しているため、農家は、農業機械を使用する時間帯に配慮しているほか、乾燥堆肥を使用するなど住環境の保全に取り組んでいます。その一方で、これらの取り組みが市民に伝わっていない現状があります。今後、農業祭、フラワーフェスティバルなどの緑化イベントや食育フェスタなどでの農産物販売イベントの拡充や農業にかかる広報の充実を通して市民の農業に対する理解を醸成する必要があります。



フラワーフェスティバル内の農産物即売の様子

(5) 鳥獣被害

野生鳥獣による農作物被害が1年を通して起こっています。農家アンケートにおいても、鳥獣による農作物の被害があると回答した農家は61.4%と半数以上を占めており、カラス、イノシシ、スズメなどによる被害に多くの農家が悩まされています。

市では、イノシシやアライグマ等の捕獲を行い、一定の効果は出ているものの営農上支障となっていることから、被害の根絶に向け、継続した対応を行い、安心して営農できる環境を確保する必要があります。

なお、カラスについては、平成29年度には、巣の撤去、生息数の把握、タカによる追払いを実施し、一定の効果をあげています。

<有害鳥獣捕獲数（イノシシ捕獲数は放獣を含む）>

| | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|-------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| イノシシ | | 98 | 92 | 119 | 109 | 81 | 82 | 98 | 122 |
| アライグマ | | 136 | 77 | 98 | 130 | 178 | 140 | 130 | 98 |
| ヌートリア | | 7 | 3 | 3 | 0 | 2 | 3 | 4 | 2 |
| サル | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| カラス | 卵 | 8 | 0 | 2 | 22 | 26 | 10 | 17 | 24 |
| | ヒナ | 7 | 3 | 10 | 11 | 7 | 24 | 21 | 30 |
| ドバト | | 204 | 115 | 59 | 98 | 158 | 130 | 61 | 12 |

(6) 地産地消

安定した農業経営の実現のためには、農産物を中心とした循環型経済の実現を模索する必要があります。現状では、西宮産農産物の多くが市外で取引されており、出荷の流れを市内に向けるためには、多様な流通ルートの整備が必要です。また、多様な流通ルートに対応するためには、農家の人才不足を支援する新しい流通の仕組みや流通にかかる補助制度の検討が必要であり、実際、販路を拡大したい農家からそのような声があります。また、地産地消の取り組みの1つとして

西宮産農産物の学校給食への供給がありますが、農産物の大きさなどの規格の統一に加え、一定の数量が必要であることなどが課題となっています。

＜学校給食における西宮産農産物取扱い状況＞

| | 提 供 品 目 |
|---------------------|---|
| 平成 25 年度 (10 品目) | コマツナ、ハクサイ、ホウレンソウ、ダイコン、ネギ、ニンニク カボチャ、ミズナ、ショウガ、トウガン |
| 平成 26 年度 (11 品目) | コマツナ、ハクサイ、ホウレンソウ、ダイコン、ネギ、ニンニク カボチャ、ミズナ、ショウガ、トウガン、コメ |
| 平成 27 年度 (12 品目) | コマツナ、ハクサイ、ホウレンソウ、ダイコン、ネギ、ニンニク カボチャ、ミズナ、ショウガ、トウガン、コメ、キャベツ |
| 平成 28 年度 (9 品目) | コマツナ、ハクサイ、ホウレンソウ、ダイコン、ネギ、ニンニク カボチャ、ミズナ、コメ |
| 平成 29 年度 (9 品目) | コマツナ、ハクサイ、ホウレンソウ、ダイコン、ネギ、キャベツ カボチャ、ミズナ、コメ |

(7) 西宮産農産物の魅力づくりと発信

市民アンケートでは、85.0%の市民が西宮産農産物の購入機会の増加を望んでいます。一方で、71.3%が「販売している場所がわからない」といった広報面での課題があります。加えて、約半数は「いつも行く店舗では販売していない」との意見であったため、直売所の新設などハード面での支援も今後より一層必要です。また、西宮産農産物の人気は高く、取り扱いのある市内小売店では、近隣市から購入に来られている現状があります。これは、大規模消費地から近く、新鮮な農産物を購入することができるといった立地面での優位性に加え、西宮というまちが持つ魅力も少なからず影響していると考えられます。今後、西宮産農産物の販売額を増やすには、消費者ニーズを把握した安心・安全で質の高い農産物を生産することに加え、西宮市のまちが持つ魅力を意識した広報戦略も必要になってきます。市では、地域ポータルサイト「あぐりっこ西宮」を立ち上げ、直売所や西宮産野菜の取扱店、貸し農園等の情報発信に取り組んでいます。

<あぐりっこ西宮HP (<https://agricco.jp/>) >



(8) 市民の農業体験

西宮市民が市内での農業生産を続けてほしい理由として約半数が「農業体験や食育の機会を持てるから」としており、また、市内の農業や農家に望むことへの意見として39.6%が「農産物の収穫体験がしたい」としています。都市農地は、都会における人々の癒しであり、自然に触れる貴重な場所であることがわかります。

また、超高齢社会に突入している日本で、多くの高齢者の健康維持や生きがいのために農業体験は寄与すると考えられています。実際、市が管理する市民農園の応募者も高齢者が多く見受けられます。

農業体験は、子どもの食育や体の成長にとって大切だと言われており、市民アンケートの自由記述で、子どもに農業体験をさせたいと望む声が多く見られました。高齢化が一層進むなか、管理できない農地を農業体験用農地として活用する施策を検討し、実施していくことが望まれています。

① 市民農園

西宮市では、昭和57年度から、農家と地域住民とのふれあいの場として、また、野菜や草花など手軽にできる家庭園芸を通して土に親しみ自然にふれる場として、市民農園を開設しています。市内7箇所に260区画の市民農園があり

ます。そのうち6箇所221区画では、野菜や草花が栽培されています。平成22年8月には草花専用の市民農園として川西沿道花園が開園しました。毎年10月には、品評会を実施しており、各市民農園の中から選考した優秀な作品を表彰しています。また、西宮市直営以外にも特定農地貸付方式³を利用した農家個人が開設した農園が市内に5箇所あり、農園利用方式⁴を活用した市民農園もあります。

② 山口町船坂の体験農園

市民が農業に親しみ、農業に対する理解と認識を深め、収穫の喜びを体験するとともに、西宮市南北の交流を広げ、船坂地区の活性化を図ることを目的として、以下の体験農園を開催しています。いずれも山口町船坂の農地で、地元農家の指導のもと行っています。

・ 米作り体験農園

5月から10月頃まで、田植え～草引き～稲刈り・稻木掛け～脱穀までの一連の米作り作業に取り組みます。全日程終了後に、収穫量に応じた玄米をお持ち帰りいただけます。平成30年度は、30組の募集に対して34組の参加申込みがありました。

・ そば作り体験農園

8月から11月頃まで、種まき～刈取り・脱穀～そば打ちまでの一連のそば作り作業に取り組みます。最終日（そば打ち日）に、体験者自身で打ったそばを召し上がっていただけます。平成30年度は、20組の募集に対して29組の参加申込みがありました。

③ 学童農園

学童が農作業に親しみ農業に対する理解と認識を深めることを目的として、学童農園を開設しています。農園設置の小学校では、校長、教員及び地域の農家等によって構成する学童農園管理運営委員会を設置し、市は、同委員会に農園の管理と運営を委託しています。現在、利用している小学校は1校で、農園は1箇所、広さはおおむね4aです。

³ 「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律」に基づき開設する市民農園で、誰でも開設することができ、利用者は開設者から農地を借りて、野菜づくりなどを行います。

⁴ 農家等の農地所有者が、自らの農業経営の一環として開設するもので、利用者は開設者の指導管理のもと農作業の一部を行います。

市民農園の略図

(西宮市直営分)



| 番号 | 名 称 | 所 在 地 | 区画数 | 水 道 |
|----|-----------|--------------|-----|-----|
| ① | 川西沿道花園 | 川西町11番、12番街区 | 39 | 有 |
| ② | 樋ノ口第2市民農園 | 樋ノ口町2丁目20番街区 | 16 | 有 |
| ③ | 上大市南市民農園 | 上大市4丁目20番街区 | 33 | 有 |
| ④ | 大森市民農園 | 大森町10番街区 | 27 | 無 |
| ⑤ | 樋ノ口市民農園 | 樋ノ口町2丁目5番街区 | 47 | 有 |
| ⑥ | 神垣市民農園 | 神垣町2番街区 | 68 | 有 |
| ⑦ | 下山口市民農園 | 山口町下山口972番地1 | 30 | 有 |

7 計画により目指す姿

これまで見てきたように、本市の農業・農地は営農意欲の高い農家、自給的農家、市民など様々な人とともにあります。それは、農地は、食糧生産だけでなく、防災、環境の保全のほか、様々な機能を持つ緑地空間であるとともに、市民が身近に農作業に親しみ、農業に関して学習する場として重要な役割を担っているからです。

今後、都市農業や農地を貴重な地域資源であることを改めて認識し、地域に求められる農業の姿を、営農意欲の高い農家、自給的農家、市民とともに考えていくことが必要です。そのためには、都市農地を保全・活用し、都市農業振興基本法の主旨を踏まえ、多面的機能を生かす施策展開が必要であるとともに、都市農業が安定的に継続できる環境整備を進め、農が身近にあるまちを守っていく必要があります。



農と寄り添い、農とともに暮らす都市（まち）

8 計画推進のための3つの方向性

I. 産業としての持続的な都市農業の推進

人材不足への対応、農家負担の軽減を目的とした施策を推進し、また、収益性の高い農業の推進により、農業所得の向上を目指します。また、農家の顔が見える販売の促進及び市内消費の促進のため、広報・即売イベントの拡充、学校給食への供給支援を行います。

II. 多様な営農と農地の活用

農家自らの耕作が難しくなった農地について、市民農園や体験農園・観光農園といった活用方法について検討し、農地の保全を目指します。また、企業と連携した施策により、農作業の負担を軽減するなど農業の維持を支援します。

III. 市民と農家の交流

地産地消や西宮市の農業への理解・関心を深めるための施策など、市民と農家の結びつきを意識した支援を行います。

9 3つの方向性に基づく施策

I. 産業としての持続的な都市農業の推進

(1) 担い手の確保

担い手不足へ対応するためには、新規就農者を確保・育成し、また、農業に関心のある市民、企業など外部の力の活用を検討していく必要があります。また、地域で農業を行うという意識を高め、農家のモデルとなるような人材を地域の中で継続的に育てていく必要があります。

また、後継者が安定した経営を行うために、生産技術の継承や農地等の生産基盤の相続について、関係団体と連携して支援を行うことを検討します。

① 新規就農者の確保

新規

担い手が就農開始時から安定的な収益を上げられるように、関係機関の協力を得て、農業技術の習得や経営能力の向上等のための各種研修や専門家による相談窓口の設置等の支援を行うことを検討します。

「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が施行され、生産緑地の相続税等の納税猶予を貸借時も継続できるようになったことから、農地を貸したい人と農業を拡充したい人・新規就農者とのマッチングの方法について検討します。

② 地域の中核を担う農業経営者の育成

拡充

既存の認定農業者制度に加え、認定要件の緩和や認定を受けた場合に助成金を受けられるなどのメリットを付加する市独自の認定農業者制度について検討を行い、地域の中心となる農業経営者の育成に努めます。

また、地域での集落営農を支援します。

③ 異業種企業の農業参入支援

新規

農業経営を始めようとする企業に農地情報や農業技術を提供し、農家とのつながりを支援します。

④ 労働力不足への対応

新規

パート・アルバイト・ボランティアを活用した農作業補助の仕組みを検討します。また、機械を所有しない水稻農家が利用する水稻オペレーターの委託を推進するとともに、機械の共同利用、共同配送等の支援について検討します。

(2) 収益性の高い農業の推進

現在は、ハウスの設置や設備の改善、農業用機械の購入補助などの支援を行っていますが、農家の所得向上のためには、農業の効率化を推進し、消費者ニーズに合わせた農産物の生産、販売が必要です。機械やITを活用することで農業の効率化を行います。また、西宮市民は有機農産物への関心が高いため、その分野への農業の転換を検討していく必要があります。

① 農業のIT化の推進

新規

高齢農家が増えるなか、農業負担の軽減のために農作業の機械化・IT化の支援を検討します。また、ハウス内の最適な環境維持にIT技術を活用した支援を検討します。

② 安心・安全な農産物の生産支援

拡充

食の安全に対する関心の高まりなどにより、消費者の安心・安全な農産物へのニーズが拡大しています。これまでにも有機乾燥肥料などへの助成を行ってきましたが、今後も安心・安全な農産物としてひょうご食品認証制度や有機JASの認証を取得する農産物の生産の拡大や販路の開拓を支援します。

(3) 農業環境の整備と農地保全

安定した農業生産のためには、農業生産基盤の維持が重要になってきます。市として、圃場、農業用水路等の維持のための支援を行い、また、農産物被害を引

き起こす有害鳥獣への対応についても支援を行っていくことが必要です。また、農地の保全のため、農地の貸借を活性化する必要があります。

① 圃場・農道・用水路整備

継続

農業生産基盤である圃場・農道・用水路などの農業用施設について、台帳整備を行い、年次的な補修・改修について検討します。

② 有害鳥獣対策及び被害防止支援

継続

鳥獣からの農業被害に対して、アライグマの捕獲箱の貸出しやイノシシから農産物を守る電気柵の購入、防鳥ネット等の購入に対しての補助などを引き続き実施するとともに、今後、効果的な対策や被害防止支援について検討します。

③ 農地の保全と農業的利用の促進

新規

国の生産緑地制度の改正を受けて制度の周知を図るとともに、生産規模を拡大したい農家に対し、生産緑地を中心とした農地の貸借について支援し、農業生産の拡大を目指します。

また、市民農園の拡大や遊休農地解消のための新たな支援策などについて検討します。

(4) 地産地消、農家の顔が見える販売の推進

市内には、市場出荷型農家、小規模販売型農家及び自家消費型農家が混在しており、多様な流通チャネルを整備する必要があります。

また、市民の安心・安全への願いに応えるためには、有機農業の推進だけでなく、農家の顔を知る取り組みの推進が必要であり、直売所、インショップ、マルシェ⁵など多様な販売機会の拡大を図る必要があります。

⁵ フランス語の市場が由来で、農産物や加工品などを持ち寄る仮設型の販売所のことです。

① 直売所・インショップの増加支援

拡充

市民からの要望が多い西宮産農産物の購入機会を拡大するため、直売所の新設、インショップとしての出店を支援します。

また、地域ポータルサイト「あぐりっこ西宮」のさらなる内容の充実に努めます。

西宮産農産物の認知度向上のため、西宮産農産物の「のぼり」の貸出しを継続し、今後ロゴマークの作成等を検討します。

また、食の流通拠点である公設の西宮市地方卸売市場及び民設の西宮東地方卸売市場は、老朽化が著しく、現在地において両市場を統合し民設市場が開設される予定となっています。新卸売市場を活用して定期的に青果の直売やマルシェの開催等を検討します。

② 農産物の即売イベント

拡充

農業祭、フラワーフェスティバルなどの緑化イベント、食育フェスタでの西宮産農産物の即売の拡充を検討し、官民のイベントでのマルシェの開催など、新たな即売会を検討します。

③ 市内学校給食への供給支援

継続

西宮産農産物を小・中学校の学校給食で使用するために、教育委員会や学校栄養教諭などの府内組織やJAなどの関係機関と協議を続けていますが、今後も地産地消、食育の推進のため、西宮産農産物の学校給食への供給支援を行います。

II. 多様な営農と農地の活用

(5) 多面的機能の発揮

管理されない農地が増えることが懸念されるなか、農地を最大限活用することが求められています。農地も都市を形成する一部であることを再認識し、農地の多面的機能の発揮を通して農地の保全を図っていく必要があります。

① 市民農園・学童農園事業

拡充

市直営の市民農園・学童農園を継続して運営するとともに、法律や税制改正の活用や民間が主体となる市民農園事業の広報の充実等を通して拡張・新設を検討します。

② 緑地空間の確保と生物多様性の保全

新規

休閑期の景観作物⁶の栽培支援や市民と取り組む生きもの調査などにより生物多様性の観点から農地の持つ重要性を啓発する取り組みを検討します。

③ 防災機能の発揮促進

新規

農地・農業用井戸の防災機能に着目した取り組みを検討します。

④ 企業・N P O 法人と連携した農業関連事業の実施

新規

遊休農地等を活用した企業・N P O 法人向けの農業関連事業を企画、提案し、また、福祉と連携した農地の利活用を検討します。

III. 市民と農家の交流

(6) 食育、広報、農業体験を通じた農業理解の醸成

都市農業の継続的な発展のためには、農家の不断の努力に加え、市民の理解が必要です。農業に関心のある市民だけでなく、全ての市民が農業を身近に感じることのできる環境づくりを市として取り組んでいく必要があります。

⁶ 雜草抑制、病害虫防除などに役立つことに加え、景観を豊かにする作物（菜の花、レンゲ、ハーブ、コスモス、ひまわりなど）のことです。

① 食育の推進

[拡充](#)

府内組織やJAなどの関係機関との協議により、西宮産農産物の学校給食への供給の促進に加え、学校園での農産物や食に関する出前講座を検討します。

② 西宮市の農業のPR

[拡充](#)

都市における農業理解を深める広報を行い、また地域ポータルサイト「あぐりっこ西宮」などで、市内の伝統野菜を始めとした栽培作物の案内や直売所・インショップの内容や場所を伝える広報を展開します。

③ 食品認証制度の周知

[拡充](#)

化学肥料・農薬の低減、残留農薬を規定以下にするなど基準を満たすことが必要である「ひょうご食品認証制度（ひょうご推奨ブランド・ひょうご安心ブランド）」や「有機」「オーガニック」と表記できる唯一の認証制度である「有機JAS」等の周知に努め、安心・安全な農産物の生産拡大を消費者サイドから促進させる取り組みを行います。



④ 観光・体験農園事業の実施

[新規](#)

市民と農業のつながりを増進させ、農業への理解を深め、農業体験を通じた健康維持や学びを促進させるため、観光農園・体験農園事業の実施を支援します。また、住民と農家の農園を通じた憩いの場づくりを行うコミュニティ事業を検討します。

10 施策体系

| | | |
|-------------------------|---------------------------|---|
| I. 産業としての持続的な都市農業の推進 | (1) 担い手の確保 | ① 新規就農者の確保 |
| | | ② 地域の中核を担う農業経営者の育成 |
| | | ③ 異業種企業の農業参入支援 |
| | | ④ 労働力不足への対応 |
| II. 農地の多様な営農と 活用 | (2) 収益性の高い農業の推進 | ① 農業のIT化の推進 |
| | | ② 安心・安全な農産物の生産支援 |
| | (3) 農業環境の整備と農地保全 | ① 圃場、農道、用水路整備 ② 有害鳥獣対策及び被害防止支援 ③ 農地の保全と農業的利用の促進 |
| III. 市民と農家の交流 | (4) 地産地消、農家の顔が見える販売の推進 | ① 直売所、インショップの増加支援 ② 農産物の即売イベント ③ 市内学校給食への供給支援 |
| | | ① 市民農園、学童農園事業 |
| | | ② 緑地空間の確保と生物多様性の保全 ③ 防災機能の発揮促進 ④ 企業・NPO法人と連携した農業関連事業の実施 |
| | (6) 食育、広報、農業体験を通じた農業理解の醸成 | ① 食育の推進 ② 西宮市の農業のPR ③ 食品認証制度の周知 ④ 観光・体験農園事業の実施 |

11 計画推進のために

施策推進スケジュール

これから約10年を短期、中期、長期と分け、優先順位を持って施策を進めていきます。

| 施策 | | 短期 | 中期 | 長期 |
|------------------|--------------------|----|----|----|
| (1) 担い手の確保 | ① 新規就農者の確保 | | | |
| | ② 地域の中核を担う農業経営者の育成 | | | |
| | ③ 異業種企業の農業参入支援 | | | |
| | ④ 労働力不足への対応 | | | |
| (2) 農業の収益性の高い推進 | ① 農業のIT化の推進 | | | |
| | ② 安心・安全な農産物の生産支援 | | | |
| (3) 農業環境の整備と農地保全 | ① 圃場、農道、用水路整備 | | | |
| | ② 有害鳥獣対策及び被害防止支援 | | | |
| | ③ 農地の保全と農業的利用の促進 | | | |

| | | | |
|------------------------------|-----------------------------|--|--|
| (4) 地産地消、農家の顔が見える販売の推進 | ① 直売所、インショップの増加支援 | | |
| | ② 農産物の即売イベント | | |
| | ③ 市内学校給食への供給支援 | | |
| (5) 多面的機能の発揮 | ① 市民農園、学童農園事業 | | |
| | ② 緑地空間の確保と生物多様性の保全 | | |
| | ③ 防災機能の発揮促進 | | |
| | ④ 企業・N P O 法人と連携した農業関連事業の実施 | | |
| (6) 食育、広報、農業体験を通じた農業理解の醸成 | ① 食育の推進 | | |
| | ② 西宮市の農業のPR | | |
| | ③ 食品認証制度の周知 | | |
| | ④ 観光・体験農園事業の実施 | | |

※ 継続する施策については短期から長期までを実線の矢印 で表し、新規・拡充施策については実線の矢印で重点時期を、点線の矢印 でその後の継続性を表しています。

各主体に期待される役割

【市民】

都市の中の農地に親しみを感じ、また、農地の減少・農業の衰退を我が事として考えることが望まれています。西宮産農産物を購入することで西宮市の農家を応援し農業体験を通して農業という仕事を理解していくことが望まれています。

【農家】

市民が望む農産物の生産、販売を行い、また、市民が気軽に楽しめる農業体験の企画、提供が求められています。また、都市部の農業において、地域の住環境に配慮した取り組みの継続が今後も求められます。営農意欲の高い農家は、日々進歩する農業技術や農業諸制度の理解に努めて、農業生産の拡大を目指し、自給的農家は今後の営農や所有農地の活用方法を検討する必要があります。

【JA】

農家の頼れる相談役として、また、農家と関係機関をつなぐ団体としての役割が今後より一層期待されます。また、農業における厳しい現状のなかで、多様なチャネルに向けた農産物販売の促進や、生産コストの削減、農産物の高付加価値化など、農業所得増大に係る取り組みが期待されます。また、農地の貸借の活性化など農地の保全に向けた取り組みを支援していくことが求められています。

【行政】

市民、農家、JA、その他関係機関が農業振興のための取り組みを積極的に行えるように支援する必要があります。また、市は、現場に最も近い行政機関であることから、常に西宮市の農業が置かれている状況を把握するように努め、有効な施策を検討し、実行していく必要があります。

巻末資料

平成 29 年 12 月 西宮市の農業に関する農家・市民アンケートの実施

1. 調査の目的と手法

(1) 調査の目的

西宮市農業振興計画（西宮市都市農業振興基本計画）基礎資料作成のため。

(2) 調査の概要

① 西宮市内の農家の実態及び意向調査

西宮市内の農家に対し、現在の営農状況、農地の利用意向、JA、行政への要望などを尋ねるアンケート調査（質問紙）として訪問配布、郵送回収で実施しました。

② 西宮市民の農業に対する理解、要望調査

西宮市民の農業に対する認知・評価・農家との交流意向などを把握するためのアンケート調査（質問紙）として 2,000 人を対象に郵送配布、郵送回収で実施しました。

平成 29～30 年度 西宮市農業振興計画（西宮市都市農業振興基本計画）策定

1. 目的と手法

(1) 目的

農業の活性化と地域環境との調和を図り、魅力ある地域共生型都市農業として発展を続けるため、また、都市農業振興基本法における地方計画として「西宮市農業振興計画（西宮市都市農業振興基本計画）」を策定する。

(2) 西宮市農業振興計画等策定委員会の設置

当計画の策定を行う委員会を設置しました。委員会は学識経験者、兵庫県阪神北県民局阪神農林振興事務所、西宮市農業青年研究会、西宮市都市農業推進協議会、JA 兵庫六甲西宮営農支援センターで構成し、西宮市農業委員会の協力を得て、事務局は西宮市産業文化局産業文化総括室農政課が担当しました。

西宮市農業振興計画等策定委員会委員名簿

兵庫県立大学環境人間学部 教授

三宅 康成 (会長)

兵庫県阪神北県民局阪神農林振興事務所 副所長

瀧谷 幾夫 (副会長) ※平成 30 年 6 月 30 日まで

三原 香奈子 (副会長) ※平成 30 年 7 月 1 日から

西宮市農業青年研究会

吉村 誠巳

西宮市都市農業推進協議会 会長

伊勢 隆治

J A 兵庫六甲西宮営農支援センター センター長

大石 雄三 ※平成 30 年 3 月 7 日まで

石川 泰 ※平成 30 年 3 月 8 日から

西宮市農業委員会 委員

光岡 大介

事務局

西宮市産業文化局産業文化総括室農政課

西宮市農業振興計画等策定委員会審議経過

平成 29 年度

第 1 回西宮市農業振興計画等策定委員会

日時：平成 29 年 9 月 5 日（火）午後 2 時から

場所：西宮市役所東館 805 会議室

内容：（1）会長、副会長の選任について

（2）計画策定のスケジュールについて

（3）その他

第 2 回西宮市農業振興計画等策定委員会

日時：平成 29 年 10 月 2 日（月）午後 2 時から

場所：西宮市役所東館 801 会議室

内容：（1）西宮市農業振興計画策定アンケート（素案）について

（2）その他

第 3 回西宮市農業振興計画等策定委員会

日時：平成 30 年 3 月 9 日（金）午後 2 時から

場所：西宮市役所東館 801 会議室

内容：（1）西宮市の農業に関するアンケート（市民、農家）結果について

（2）生産緑地制度の改正について

（3）平成 30 年度の計画策定に向けて

（4）スケジュールについて

（5）その他

平成 30 年度

第 1 回西宮市農業振興計画等策定委員会

日時：平成 30 年 8 月 9 日（木）午後 2 時から

場所：西宮市職員会館 大会議室

内容：（1）アンケート分析（クロス集計等）に基づく西宮農業の現状・課題について

（2）西宮市の施策・実施事業について

第2回西宮市農業振興計画等策定委員会

日時：平成30年9月21日（金）午前10時から

場所：西宮市職員会館 第2中会議室

- 内容：（1）西宮市農業振興計画(西宮市都市農業振興基本計画)(案)の構成及び内容について
（2）施策体系の確定、重点施策の選定について
（3）その他

第3回西宮市農業振興計画等策定委員会

日時：平成30年10月26日（金）午後2時から

場所：監査委員会議室

- 内容：（1）西宮市農業振興計画(西宮市都市農業振興基本計画)素案について
（2）その他

第4回西宮市農業振興計画等策定委員会

日時：平成30年11月9日（金）午後2時から

場所：西宮市役所東館 802会議室

- 内容：（1）西宮市農業振興計画(西宮市都市農業振興基本計画)素案について
（2）その他

第5回西宮市農業振興計画等策定委員会

日時：平成30年11月30日（金）午後2時から

場所：監査委員会議室

- 内容：（1）西宮市農業振興計画(西宮市都市農業振興基本計画)素案について
（2）その他

西宮市農業振興計画等策定委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号。以下「条例」という。）第50条の規定に基づき、西宮市農業振興計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、西宮市農業振興計画及び西宮市都市農業振興計画（以下「計画」という。）の策定のため、次の事項について調査、研究する。

- (1) 西宮市における農業の将来のあり方
- (2) 西宮市における農業の振興施策のあり方
- (3) その他計画立案のために必要な事項

(作業部会の設置)

第3条 会長は、委員会の事務を円滑に処理するため、作業部会を設置することができる。

(会議の公開)

第4条 会議は公開とする。ただし、会長が必要と認めたときは非公開とすることができる。

(会議録の調製)

第5条 会長は、会議録を調製し、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 会議の要旨
- (4) その他会議において必要と認めた事項

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、産業文化局産業文化総括室農政課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

西宮市農業振興計画（西宮市都市農業振興基本計画）

平成 31 年（2019 年）3 月

発行：西宮市

編集：産業文化局 産業文化総括室 農政課

住所：西宮市六湛寺町 9 番 8 号

電話：0798-34-8481